

「平和回塊」の二〇〇年人生

〈初の「三世代平等社会」を達成〉

堀内正範 元『知恵蔵』編集長

(筆名 堀 亜起良 東洋哲学者)

その第七 「和」の心を伝えるおもてなし

I 国民性としての「ホスピタリティー」

四季四度の来訪で日本を知る

外国人リピーターを増やす接客法

「1999 国際高齢者年」からのメッセージ

II 世界に「不戦不爭の灯かり」を伝えて

「小国平和主義」に徹する

「戦後七〇年」の八月の心

「日本国憲法一〇〇年」の国際的祝典

I 国民性としての「ホスピタリティー」

四季四度の来訪で日本を知る

ここで「国際的」といつても特別なことではなく、だれもが海外へ出かける必要はないのです。「コロナ禍」や「TOKYOオリパラ」で実感したように、この国にいたままで「国際性」を意識しながらふるまえば、それで「国際人」といえるのですから。

とくに「高齢化」にかんすることでは、この国の今は、世界最先端にいたるために海外から関心が持たれており、日ごろのありようが国際性を持っているのです。ですから「平和団塊」のみなさんの活動は、国際的にもさまざまな成果を残していくことでしょう。

よく耳にするカタカナ語としては「ホスピタリティー」（「おもてなし」の心）でしょうか。心のこもったおもてなしは、「TOKYOオリパラ」でも十分に発揮されました。ここでは国民性としての「ホスピタリティー」について確かめて共有しておければと思います。

世界中を襲った「コロナ禍（パンデミック）」の最中であって、人手でも施設でも費用でも負担の大きい「国際的」な行事であるオリンピック・パラリンピックのホスト国として、各国からの参加選手・関係者・報道関係者を迎え入れて、「おもてなし」の心（ホスピタリティー）を発揮したニッポン。

「コンニチワ」「アリガト」「オイシイ」「サヨナラ」は国際語になるほど聞かれまし
たし、閉会式で聖火が消えたあとの「ARIGATO」は、一瞬で心情を共有できる
いい演出だったといえるでしょう。前回の「SAYONARA」とともに、日本語を
代表する国際語としての「ARIGATO」。

どこの街も清潔なこと、花の多いこと、だれもが礼儀ただしこと、乗り物が時刻
通りに動いていること、日本食が「トテモ、オイシイ」などなど。暑熱を除けばコロ
ナ禍でも「おもてなし」の心は十分に実証されたのでした。

東京ばかりか「おもてなし」の心が全国どこでもおのずから溢れ出るのはどうして
なのでしょう。

この国の風土は、古来、たどりついた遠来の客人だれに対してもやさしかったとい
うことでしょう。外に航海時代があつて列強による地球規模での植民地化が進んでい
た時期に、極東にあつてその影響を閉ざしていたことで、地域に潜んでいる国際交流
への期待感には計り知れないものがあるように思われます。これこそが地域資産とし
て活かされるべき潜在パワーといえるものなのでしょう。

「人と人」そして「地域から地域へ」のつながり、とくに海外の自治体との交流には、
労苦をはるかに越える成果が実現される可能性が見えています。

「金融緩和」で生じた円安効果で海外からの旅行者が増え、おもてなしのよさが知ら

れて、訪日外客数は二〇一三年に一〇〇〇万人を越え、四年後の二〇一七年には二六〇〇万人まで増加しています。とくに中国をはじめアジアからの客が多いというのは注目していいことなのです。(JTB総合研究所)

この間に多くの日本企業が海外進出をおこなって、アジアの民衆の暮らしの近代化、モノの豊かさに貢献しています。遅れて豊かさを手に入れたアジアの人びとが、「豊かさの先進国」を成し遂げたわが国に来てくれることで、「非軍事平和の国」の評価がアジアの人びとに納得されることが何よりなのです。

*自然にあふれる「おもてなし」の心

日本人の心の深い層に培われている繊細さや優しさは、四季折り折り変化する風物との出会いがもたらしてくれた自然の恩恵(天恵)といえるものに違いありません。

人生の年輪とともに何度となく繰り返される新たな季節との再会・・・

・春は桜前線(三月～五月)が北上し、秋には紅葉前線(一〇月～一二月)が南下する。

・南からは春一番が吹き荒れ、北からは木枯らしが吹き抜ける。

・八十八夜の晩霜を気にかけて、二百十日の無風を祈る。

・南の海に大漁を伝えていわし雲が湧き、北の海にぶり起こしの雷鳴が轟く・・・

わが国の自然は、みごとに四季の変化に調和がとれています。

それはまた海の幸・野の幸・山の幸を等しくもたらしてくれます。「平分秋色」といいますが、実りの秋にはさまざまな収穫物を等しく分け合うことができます。奪うよりは譲り合い、助け合うといった「国民性としての和の心」(温和、穏和、調和、親和、平和、協和、総和・・)が、年輪を重ねるうちに自然のうちに育まれているのです。

この国民性としての「和の心」は海外の日本研究者が等しく指摘するところです。だれかれの分け隔てなく萎えた心を励まし、痛んだ身を癒してくれる風物。どこにでも四季の景観を楽しむ自然があり、温泉があり、郷土料理があり特産物に事欠きません。それとともに先人が貯えてくれた歴史遺産・伝統行事も数多く残されています。

二〇一三年六月には、「富士山」が世界文化遺産に登録されました。霊峰富士であり、信仰と芸術の源泉であり、自然遺産ではなく文化遺産であることに納得がいきます。また「和食」が二〇一三年一二月には世界無形文化遺産に登録されました。「和食」は、四季の旬の素材から調理までのさまざまな知識や技術が人から人へと受け継がれ磨きあげられて供されています。「地場産業」や「お国ぶり」として地域がみずからの暮らしを豊かにしてきた成果です。

外国人リピーターを増やす接客法

来訪者のもてなしは各地の自治体でも常日頃からおこなわれています。

いま「姉妹・友好自治体」は一七〇〇ほどですが、多いとはいえません。複数都市にすることや合弁企業や物産の共同開発といった経済活動や個別分野のさまざまな交流が進めば、数も内容もおおいに広がるのが予測されます。

自治体が海外にふさわしい相手を見出して、地域から地域へとお互いの住民同士が親しく行き来し、子どもたちのホームステイもさかんです。ホームステイで訪れる青少年はお互いに第二のふるさとを感じて帰っていきます。異質な文化の紹介やコラボや特産品の共同製作などを通じて深まる交流の姿からは将来への成果がうかがえます。常に開かれた不凍港のように、頼りがいがある存在としての日本の都市、町、村。

それぞれの海外との交流は将来かならず双方の豊かさを生み出す源泉となるものです。

地域と地域を結ぶ「姉妹都市」は戦後のアメリカとの間（四四〇余）で多いですが、とくに長い民間交流の歴史をもつ日本と中国の場合には、国家間の不和の時期を乗り越えて、三六〇余の「友好都市」があり、信頼をつなぎ、友好の成果をもたらしてきました。これまでに研修生として訪れた中国側の若者たちが、いまや各地で第一線で活躍しています。

いくつかの「友好都市」の例をあげてみましょう。

首都同士の東京（各区も）と北京（各区も）、近代港湾都市の大阪・横浜と上海、神

戸と天津、福岡と広州、歴史文物の京都・奈良と西安、名古屋と南京をはじめ、産業では鉄の大分と武漢、石炭の大牟田と大同、伝統物産の金沢と蘇州、瓷都の有田と景德鎮、ぶどうの勝沼とトルファン、牡丹の須賀川と洛陽、紙の富士と嘉興、酒づくりの西宮と紹興といった特産物。そして人物を介した絆による交流では留学生魯迅のふるさと紹興と藤野巖九郎先生の生地あわら、亡命期の郭沫若にちなむ市川とふるさと樂山、中国国歌の作曲者聶耳の終焉の地である藤沢と生地昆明、孔子ゆかりの足利と濟寧など幅広い関係を持っています。

そしてそれを地道に支えつづけているのは、長い日中交流の歴史を思い、大戦時の不幸な記憶を忘れずに信頼を積み上げてきた両国の各地の高齢者のみなさんです。「政冷経冷」であっても「文温の絆」はしっかりと地域と地域を結んでいます。

海外の姉妹・友好都市から友好・参観にやってきた人びとは、まず県都で交流の時をすごし、地方を代表する文化に接する。それから交流の市町村にはいります。

*領土小国を四倍に見せる法

海外からの客人たちは、それぞれの「友好市町村」を訪れて、目的である文化やスポーツや物産に関する交流の時をすごします。そして各地にある温泉施設に案内されて、日本式のもてなしを受けることになります。これが何より楽しいといえます。市

町村が設けるのは、四季折り折りの美しい風物や料理や温泉を上手に活かした「地域の国際交流施設」です。

海外からの訪問者は、だれもが、

「一生に一度は行ってみたい」

と心躍らせてはるばるやってくるのです。そして、

「人生っていいな。日本ってすばらしい。別の季節にまた来たい」

と、野天風呂につかって、暮れなずむ異郷の空の星を眺めながら、母国語でつぶやいてくれる。これこそが本音の交流です。

そして「和食」のおもてなし。

宿のおかみさんをはじめ、地元の高齢者のみなさんがだれをも等しく親しく迎える姿は、海外から訪れた一人ひとりの友人の心に、母国で暮れなずむ星空を見上げるたびに「アリガトー」とともに一生のあいだ輝きつづけていることでしょう。

これはとくに重要な視点ですが、迎える側の各地の高齢者のみなさんが、日本の四季を「四つの変化」として際立たせることによって、遠来の客人たちは春・夏・秋・冬（新年）の四回は訪れる楽しみを持つことになります。いふなれば、四季を時節の刻みとして活かす暮らしの知恵が、ここでは「優れた小国」の知恵として「国土を四倍に見せる法」となるのです。

そして何よりも喜ばしいことは、海外の市町村が、わが国が「恒久平和をめざしている優れた文化大国」であることを、海外各地からの発信によって明らかにしてくれることです。

「文化大国」ならどんなに大国意識を競っても誇ってもいいのですから。

戦後っ子である「平和団塊」のみなさんの暮らしがそのまま国際平和につながっているといえるでしょう。

「1999国際高齢者年」からのメッセージ

「高齢化」が二一世紀の国際的な潮流であると見通して、国連は一九九二年に一九九九年を「国際高齢者年」(International Year of Older Persons 1999)と定めて、一九九五年にそのテーマを「すべての世代のための社会をめざして」(towards a society for all ages)としたのでした。「二一世紀に迎える地球規模での「高齢化」を国際潮流として予測し、国連がテーマを「すべての世代のための社会をめざして」としたのは、世代を越えた人びとの賛同と参加を期待したためだったのでしよう。活動の中心となるのは、世紀の初頭に高年期を迎える高齢者であり、最初に迎えることになる先進諸国であり、なかでも最速で進む「日本」はそのさきがけとなる立場にあったことはたしかです。

一九九〇年代から新世紀にかけて、次々に国連から発せられた明確なメッセージが、強い風圧として、この国で高齢期を迎えようとしていた人びとにしつかりと受け止められていたならば、新世紀二〇年の取り組み方もその結果も大いに異なっていたことでしょう。

一九九九年にみなさんは五〇歳代でしたから「高齢化」にはまだ関心がなく、中心になって活動したのは一〇歳ほど年長の方たちでした。

*国連の「高齢者五原則」が国際指針

一九九九年の「国際高齢者年」の関連事業は都道府県と市町村で一〇八四件が実施されましたから、参加した記憶をもつ人は少なくないのです。

当時の総務庁を中心にして自治体や民間団体も参加して全国的な活動を展開しましたが、民間の活動団体が結集した「高連協」（当時は「高齢者年NGO連絡協議会」で現在は「高齢社会NGO連携協議会」に改称）が結成されたのもこの時のことです。

各国が新世紀を迎える「高齢社会」にむかってスムーズに移行できるよう、国連から次々に取り組みが提案され、一九九〇年代を通じた国際的テーマとなっていたのです。

一九九〇年の総会で、毎年の一〇月一日を「国際高齢者デー」(International Day

of Older Persons)と定めたあと、「国際的な展開への願いを込めて、

五つの「高齢者のための国連原則」

自立 (independence)

参加 (participation)

ケア (care)

自己実現 (self-fulfilment)

尊厳 (dignity)

を採択したのが一九九一年でした。

そして「高齢者に関する宣言」とともに一九九九年を「国際高齢者年」と決定したのが一九九二年のことでした。

こう見てくると、毎年一〇月一日の「国際高齢者デー」に、他国に先んじた活動を展開し、実質的な成果を積み上げて、国際的に発信するのは、他に求めるのではなく、わが国が推進すべき役割だったのではないのでしょうか。

ここでも繰り返しますが、一九九九年の「国際高齢者年」をきっかけにして「日本高齢社会」のグランドデザインが提案され、国会の議論を経て、具体的な取り組みが次々に実施されていたなら、「長寿社会」への国民の意識もまた広く醸成されていたことでしょう。



自治体によっては、すでに一九九〇年代に、たとえば東大和市、春日市、枚方市、新居浜市、柳川市など先駆的に「高齢者（高齢社会）憲章」を定めたところもあったのでした。

「長生きは命の芸術品」

ではじまるのは「南国市高齢者憲章」です。

しかしながら全国的な活動にまでは進みませんでした。これは明らかに一九九五年制定の「高齢社会対策基本法」の将来構想を具体化しなかった政治の側の責任です。

わが国の場合は、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の国連五原則のうち、「ケア」だけは国際的レベルの実質をもって官民協働で推進されてきたといえます。「国際高齢者年」に参加してその後の高連協を支えてきた福祉関係の団体、とくに「さわやか福祉財団」（堀田力会長）は、一貫して活動を継続しリードし、「介護保険」の実現、「地域包括支援センター」、現在は地域支援コーディネーター・地域協議体の設置などの全国展開を果たすなどの成果を示してきています。

「国連五原則」のそのほかの課題、高齢者としての「自立」意識の醸成、就労や学習といった「社会参加」、円熟した技術や知識の集大成としての「自己実現」、敬愛される人格の達成である「尊厳」などはまだこれからといったところにあります。

この二〇年余りを「高齢化」の準備期ととらえて、人口の四人にひとりに達して「高

年代」が世代的ボリュームを得たところからの本格的活動としてとらえることになります。

「地域共生社会」として「三世代平等長寿社会」の達成をめざすこと。国民みんなが「一〇〇年人生」時代を意識して、地域生活圏にみずからの暮らしを充足させる居場所をこしらえ、「社会のしくみの高齢化」を実現させていくこと。

企業は生涯現役の高齢社員の活躍で、「高齢化社会」にふさわしいモノやサービスをこしらえ、生涯現役対応のリストラに努めていくことでしょう。

そして「1999年国際高齢者年」をスタートとして、「高齢化先行国」の役割を果たしながら、わが国が各種の「高齢化国際会議」を主宰することは十分に可能なのです。

Ⅱ 世界に「不戦不爭の灯かり」を伝えて

「小国平和主義」に徹する

夏のある日の午後、続いていた千天に「如滴の雨」があつたあと陽がさして、快い風が生育期の稲にとつても、また人間（じんかん）にも心地良く吹いていました。

カフェ・Hの屋外のテーブルでの午後の茶のひととき、「あ！」と連れがいい、見ると風に乗って草の間をノウサギが跳んでいるのでした。その敏捷な姿がひとつの着想

をもたらしてくれたことを、季節のめぐみである「如滴の雨」にお礼をいいたいです。

それは「ノウサギ平和主義」です。

外敵の多い原野で、戦う器官をもたないノウサギは戦わないで生きながらえています。危険を察知する長い耳と跳んで逃げる後ろ足、そして隠れるための三つの逃げ場をもっていて、ひたすら外敵との出会いを避けることで「ノウサギ平和」を保ちつづけているのです。この兎の生き方を「狡兎三窟」というようですが、ずるがしこいではなく、かしこいでしょう。ずるがしこいというのは、見つけても捉えられない人間の側の評だからです。

「非軍事平和憲法」を保持する小国日本の「ノウサギ平和主義」と「三窟」は何をいうのでしょうか。

この活動を先導し実行するのはみなさんです。わたしの午後のお茶のお相手も「団塊」世代の元町長です。

① 「戦争反対」をいいつづけること。

前世紀の世界大戦の戦禍を繰り返さないための叡知として、敗戦国のわが国に託された「日本国憲法」の平和条項は、日本国民のものでありながら日本国民だ

けのものではない歴史的モニュメントです。闘う武力を持たない「平和」保持の条文「第九条」を掲げて、あと二六年を保ちつづけて、二〇四七年の「日本国憲法制定」世界平和一〇〇年記念式典」を、圧倒的な国際的オベイションを受けて行うためには、いまから「二〇四七年国債記念式典」の実現をめざして国際的に広報すること。国連を通じて、あるいは国家間の交流を通じて、わが国の「非軍事平和主義」への国際的な支持を 取り付けて、この誇るべき日本主催の二一世紀最大の平和式典を成功させること。

その中心にあつて先導するのは、「平和団塊」のみなさんです。自薦・他薦で一〇〇歳をめざす主役は、世紀にわたる国際平和の旗じるしとしての「第九条」を掲げて、世界文化遺産に申請する。「♪原爆ゆるすまじ」を添えて。

米中ロの「三大隣国」の平和志向の市民とともに、さらには中小国の平和愛好の市民とともに、国際的平和を訴え守りつづけること。いま現実の「狡兔三窟」は三つの大国であるアメリカ、中国、ロシアです。この三大国にかこまれて「非軍事平和憲法」を保持する小国日本のノウサギ主義は、この隣国で平和を希求する市民グループと結んで、等距離の民間自主外交によって国際平和を守ることになります。二〇一七年にノーベル平和賞を受賞したICAN（国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーン）の活動はたいへんに示唆的です。

② 多彩な「国際会議」「展覧会」「展示会」「スポーツ大会」を開催すること。

東洋のスイスとして、全国各地に国際会議場を設けて、常時さまざまなテーマの「国際会議」「展覧会」「展示会」「スポーツ大会」を開催すること。国際医療センター（会議にきたメンバーが信頼してカルテを残す）も。

③ 「和食と日本の四季」（天恵）を活かす。

世界各地からの客人が「和食と日本の四季」を堪能して、暮れなずむ温泉につかって、自国語で「ニッポンっていいな、別の季節にまた来たい」といつてくれるように。一生に春夏秋冬の四回は訪れるのを楽しみにして。そのおもてなしの心はすでに備わっています。

④ 「ローカル・ローカル交流」

友好都市・姉妹都市を結んで地域と地域が連携すること。

これまでも「海外のよいもの」をとりこんで「和風」として保存してきた国民性を活かして、世界の文化・情報を保持し公開する。各分野での文化用品の「正倉院化」は国是としてあっていい。モノばかりでなく、国際カラオケセンターといった世界の音楽が聞いて歌える施設も設ける。

欄外

自衛のための「軍備」は国際情勢にかかわる国民の自衛意識と国力に応じて保持を論ずべきであり、国際平和のために掲げる「憲法第九条」の議論とは別個の

もの。

「平和主義」を掲げる国家として、若者に兵役を課することはしない。しかし国の実情を知り国を守る覚悟と活動は青年期に共有すべきであり、それは公役として公平に課すことが求められる。主として男性は国土保全・災害復興にしたがい、女性は介護・福祉の支援にまわる。

*ありえた国際的「WAA22」会議の招致

この「国際恒久平和」と「普遍的長寿社会」の推進を合わせもつ国際的な活動が、二〇二二年に開催が期待された「第三回高齢化世界会議（WAA22）」の日本開催であり、その日本招致でした。

この国際会議は、東京が二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック開催で精いっぱいの時期的なので、首都圏（一都三県・成田国際空港や幕張メッセをもつ千葉県、友好の船が訪れる神奈川県、東京至近のさいたま県は地の利を活かす）を中心にした共催が考えられました。一九九九年「国際高齢者宣言」につづいて「世界高齢社会宣言」の起草を目標にすえて、政・官・産・学・民の代表と全国三五〇〇万人の高齢者の代表が参加して「先進的高齢社会」を支えることで存在感を示すことになるからです。

二〇二一年にはコロナ禍で世界のアスリートが力と技を競うスポーツの祭典「第三回・オリンピック・パラリンピック」が一年遅れて東京で開催されましたが、それと重ねての国際的活動だったのです。第一回は一九八二年にウイーンで、第二回は二〇〇二年にマドリードで開催されて、二〇年ごとに開催が予測される第三回・二〇二二年の「高齢化に関する世界会議」(World Assembly on Aging)を、「高齢化」のトップランナーである日本へ招致し開催することは、ありうべき重要な国際会議だったのです。

二一世紀の潮流である「地球丸ごと高齢化」という課題を取り上げて、各国の政府関係者、専門家、経済人、報道人、NGO、市民の代表が一堂に会して、一九九九年「国際高齢者年」、二〇〇二年「第二回高齢化に関する世界会議」以来の成果を共有し、将来構想を討議する機会とすべきでした。世界から招いた優れた友人とともに、「国際平和と普遍的長寿社会」の新たな構想を掲げることが、平和国家・長寿社会のリーダーとしてのが国の責務でもあり、前世紀から引き継いだ歴史的事業であるといえました。

会議は国連の指針として「高齢者に関する国連五原則」にうたわれた「自立、参加、ケア、自己実現、尊厳」の精神を基調として、高齢者のだれもがどこでも充実した人生を享受できる社会をめざして新たな行動計画を練り上げることとなります。世代間・男女間・民族間・地域間の協調を実現するこの第三回日本会議の成功は、「人類の

平和的共存」の将来を明るくものにする礎になったことでしょう。

「会議名」

I 第三回「高齢化に関する世界会議」(World Assembly on Aging WAA) 2022

・国内会議としての「高齢化に関する国内会議(地方都市)」

・地域会議としての「高齢化に関する東アジア地域会議」

を合わせておこなう。

各国の実情に関する情報収集・リソースセンターの設置を要請しつつ第三回会

議の中心議題を「(仮)高齢化と経済社会の革新」とする。

II 「世界平和会議」―平和共存への道― 2022

世界大戦後の「平和日本」を推進した各界代表者および元大統領・首相・学者・

宗教家

ほか国際的な高齢リーダーを招聘する

III 「世界高齢社会活動家会議」―すべての世代のために― 2022

NGO、学者、経済人、報道人など各界の高齢社会活動の実践者・市民が地域の成果・課題を語り合う。

「高齢化世界会議」招致推進の会(仮称) 二〇一四年七月より

「戦後七〇年」の八月の心

「戦後七〇年」の二〇一五年八月一五日、みなさんはどういう思いで過ごしたのでしょうか。

戦後七〇回目の八月一五日「終戦記念日」を前にしての村山富市（五〇年目）・小泉純一郎（六〇年目）両首相の談話の継承が注目されていた安倍晋三首相による「戦後七〇年首相談話」が八月一四日に閣議決定されて、夕刻に安倍首相から記者発表されました。

TV会見で全文を聞きましたが、主要な課題は網羅されているものの、間接表現が多く首相の強い思い（心臓音）がどこにあるのかが伝わってきませんでした。何かが出来ていたとすれば、それは戦後七〇年にわたって平和を守りぬいてきた国民へのねぎらいと誇りが心をこめて語られなかったせいでしょう。

翌八月一五日の「全国戦没者追悼式」で、戦争による荒廃からの復興、発展に向け払われた国民のたゆみない努力をいい、深い悲しみを伝え継ぐ天皇のおことばを聞いてから、全文を新聞で読み直してみました。

「植民地支配」「侵略」「痛切な反省」「心からのお詫び」といった文言は入っているものの、「二一世紀構想懇談会による提言の上になつて」（記者会見での冒頭発言）いるためか、「こういう理由でこうなつた」という有識者的な表現になつたからでしょう。

付されていた英訳でも「I」は四カ所だけ、あとは「We」か「Japan」が主体者でした。『朝日新聞 八月一六日付』

*「命」をいう女性と「戦場」をいう男たち

「戦後七〇年」についての発言では、前述しましたが、内閣府主催の「高齢社会フォーラム in 東京」での「命が主人公」をいう樋口恵子・高齢社会をよくする女性の会理事長の基調講演が思い合われます。樋口さんは、

「わたしたちは平和の証として戦後七〇年を迎えており、自分で選びとった人生が画ける『命が主人公』が平和の証であり、このことは若い人にも共通で、一〇代の少年少女にも、そしてこれから生まれる人びとにも『人生一〇〇年』がある」という発言をしていました。

日本人の長寿を支えたものは平和と一定の豊かさ。その結果生じている新たな問題が社会システムの修正や新設であり、社会システムを「人生六五年型」から「人生一〇〇年型」へつくり変える活動、これを成し遂げて初代にふさわしい生き方老い方をしなければ、という覚悟を樋口さんは実感を感じさせて語りかけていました。

前述した上田さんも、国会前での安保法案阻止の抗議集会にアンポ世代として参加した折りに、かつての騒動の学生と違って若い母親の姿に多く出会ったといいます。

いつか現実にこの国の子どもが戦場で死ぬことへの危機感は、「戦場」での戦死ばかりを議論している男たちと違って、根源的な「平和」を望む「生む性」としての声として理解できたといえます。

「日本国憲法一〇〇年」の国際的祝典

「不争」（争わず）でおわる書物をご存じですか。

『老子』です。

何もしないで争わずではなく、「なして争わず」（為而不争）です。争いが常態だった不幸な時代（周朝末期から戦国時代）に生きた老子（李耳）は「不争之徳」（六八章）を残して去っています。人類への遺言としてこう記しています。

「善く士たる者は武ならず」、「善く戦う者は怒らず」、「善く敵に勝つ者は与（くみ）せず」、そして「善く人を用いる者は之がために下となる」といいます。「武ばらず、怒らず、完膚なきまでにせず、下手に出る」

右の四つが「不争之徳」です。

「不争（平和）」の側から掲げたわが国の「憲法」は、世紀を越えて「平和」を崩そうとする側の論理・営為を「不争之徳」にまなんで論駁・停止させつづけねばならないのです。

衰亡の淵にあった周の王都洛陽にいて現下の世情を知りつくし、蔵書室の官として古今の冊簡を渉獵した哲人老子は、一個の人間としては人生がわかり、人類にとって行方がかかる至言として、「善く戦う者は怒らず」といい切つて去りました。

怒りによる戦いで勝利してもほんとうの勝利者にはなれない。敗者の側に新たな怒りを呼び起こすだけだということは、だれもが体験として知っていること。紛争の根本的な解決にはなりません。では紛争の解決策としてほんとうの成果（勝利）を得る極意は何なのでしょう。

「怒」（いかり、憤懣）ではなく

「恕」（ゆるし）思いやり、憂慮）である

というのが、実践者としての東洋の哲人の至言です。漢字としての二字の存在感がここにあります。

このふたつの字をよく見てほしい。下に心のついたよく似たふたつの文字は、人間の「心」の働きの同じところから発するものなのです。ですから「怒」も「怨」もそして「恕」も、人の心のはたらきの「多重存在」ということができます。「怒」（いかり）を発しようとするとき、人は「恕」（ゆるし）として発することができる。漢字をつくり用いてきた先人はそうしてきたにちがいありません。

「恕」については、孔子は弟子の子貢から「一言にしてもって終身これを行ふべきも

の有りや」と問われたとき、「それ恕か。人の欲せざるところを人に施すことなかれ」と答えています。

本稿の終章で、人生の「尊嚴」をいおうとして、「怒」と「恕」から始まったのは、一気に「尊嚴」にいけないからです。いま高年者は「憤懣」を抑えきれないところにいます。

本稿はここではだれの心にもある「恕」を活かして「怒」を鎮める叡智として先人のことばを理解し、「怒・憤懣」を「恕・憂慮」に転ずる心のはたらきを「尊嚴」と呼びたいと思います。一人ひとりが「憤懣」を「憂慮」に変えるとき、世情は「尊嚴」によって安寧さをとりもどすでしょう。みずからの「円熟期ステージ」を「恕」をもって演じきる。演じきるというのは、高齢者としての自分を見ている自分の目を意識するということです。

* 「不戦不爭の灯かり」を伝えて

原子爆弾という人類を滅亡させる可能性のある最終兵器が登場したのが先の世界大戦です。広島と長崎の何万という無辜の民を殺傷して立ちのぼった原子雲は、そのシンボルとなりました。そのあとに「恒久平和」を掲げた「日本国憲法」は、戦乱で亡くなった世界中の人びとへの「哀悼のモニュメント」（歴史的記念碑）であるとともに、戦争による「人類滅亡」という究極のイ

メージを振り払う希望の灯火として掲げられた「人類生存」への聖火です。

とくに「第九条」は、世界大戦の犠牲者の「心火」によって燃えつづけ、後人の心に戦争の悲惨さ愚かさを伝えつづける「不戦不争の灯」として、われわれ日本人に託された「人類の歴史遺言」ともいべきものです。

いまや人類を破滅させる戦争という紛争解決の手段は、個人にとって、そして人類にとっての悪夢です。現実にはありえないのですが存在はしています。問題は個人でも人類でもないその中間存在である「国家」にあります。日本国の国民は「日本国憲法」のなかの「第九条」を、各国の国民に伝えて共有し、その上で国の法として掲げて共有するよう働きかけなければならない役割を負っています。

平成の天皇・皇后は戦争の惨禍を繰り返さないための慰霊の旅をなされています、長崎、広島、沖縄、サイパン、パラオ、フィリピン……。そして八月一五日の「全国戦没者追悼式典」でのおことば。「深い悲しみを新たにいたします」に心をこめられていました。

日本国民としてできることは、「不戦不争の灯」である「第九条」を守り、平和の証としての「心火」を胸に灯しながら「長寿」でありつづけることです。

日本の首相も外相も、外国訪問の機会を多く持っているのですから、行く先々で貿易交渉もさることながら、「平和憲法」を保持する「平和国家」であることを市民に

訴えて、各国民にわが国の唱える世界平和の立場に賛同するようメッセージを出しつづけるべきでしょう。

日本国憲法 第九条

第一項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

敗戦の惨禍から七〇年を越え、新世紀を迎えて二〇年余り、国内には「憲法改正」の議論をすすめようとする勢力の台頭がみられます。議論はおおいにすべきでしょう。一条一条検討することになりますが、「第九条」については第三項として自衛隊の存在を加えて、違憲をいわれつづけてきた自衛隊を護憲のシンボルにしようという意見も出ています。

平和条項「第九条」の論議は、成立の経緯を確認し、党派性を排して衆議して世紀を通じて引き継ぐべき国是としてそのままの姿で国際的歴史的文化的遺産として護り

つづけることを確認する機会とすべきでしょう。そして国際的な平和愛好の市民をつないで「国家」同士による戦争の兆しがあるかぎり、掲げて訴えるべきものです。

戦後七〇年。いま確認すべきことは、憲法の条文の改変ではなく、条文の裏に燃えつづけている「先人の心火」を感得し、みずから引き継ぎ、国際平和への灯として伝えることです。戦争を知らない若い人たちに、先の「戦争の惨禍」を知っている先人として、胸中から胸中へと世代伝授すること。

内なる平和を外なる軍隊によって守るのではなく、内なる戦禍によって外なる平和を護るのが戦後平和の本筋です。そういう議論のない国会での「安保法制」の議論も「憲法第九条」の議論も「紙上談兵」でしかなく、現在の政治家の想像力の深度も構想力の精度も問題の根幹まで届かず、「日本国憲法」を改変する能力も資格もないことを明らかにすることになるでしょう。おのれが納得できるレベルの認識で改憲を実行しようとすれば必ず歴史的過ちをおかすことを知るべきでしょう。「自主憲法」と称して根幹に傷をつけるとなれば、先人にも後人に対してもこれほど恥ずべき行為はありません。

憲法は、今ある人びとのためのものではありませんが、今ある人びとのものではありません。いまの日本の政治家が謙虚になすべきことは、平和を希う世界中の人びとに「戦禍の歴史」を伝えて共有し、戦争のない未来を謳う日本国憲法の趣意を「国際世

論」とするために努めること。のちに迎える「日本国憲法施行一〇〇年記念式典」を、国際平和のもとで世界の国々の人びとのオベイションに迎えられて実現できるよう努めることなのです

先行してたどる「日本高齢社会」形成への歩みを「平和のメッセージ」として重ねること。一人ひとりの「一〇〇年人生」の灯が、そのまま歴史を貫いて流れる不戦不爭の叡智につながる「戦争放棄・恒久平和」の明かりとして灯りつづけることを確信することでしょう。

「日本国憲法」の「不戦不爭」の明かりが途絶えたとき、わが国は半世紀あまりを積み上げて得た国際的な評価を閉ざし、歴史的な輝きを失うことになります。

耳をすまして過ぎこし一〇〇年の声を聞き、目を見開いて来たるべき一〇〇年を見透かせば、選ぶべき道はおのずと明瞭なはずなのです。

「非軍事平和」をどう保つのか。

「憲法九条」を一〇〇年保持して国際祝典を「人生一〇〇年」と「憲法保持一〇〇年」（二〇四七年）をとともにめざす「平和団塊」のみなさんは、あと二六年を健常のうちにごして、一人でも多くの到達者が二一世紀の国際祝典に出られるように長寿を競い合うことがたいせつです。

二〇世紀に経験した人類史最大の不幸であった世界大戦。八〇〇〇万人を超える被

害者（死者）を出した第二次世界大戦のあと、連合国側も枢軸国側ともに当事者として、戦争のない世界を希い求めたのでした。最終兵器とされる原子爆弾の被災をうけた敗戦国日本の「非軍事平和」による復興と国づくり。それは大戦後の国際社会にとって、“人類の信義”において「戦力の永久放棄」の条項が刻まれた新憲法のもとの国家再建として、わが国は国際モデル事例の達成をゆだねられたのでした。日本国憲法は日本のものであって日本のものではないのです。

その形成プロセスは時を経て、全世界のとくに中小国の平和志向の市民層に広く支持されることで、「憲法九条」の保持は原爆の完全廃棄とともに二一世紀を貫く運動になり、一九四七年五月三日の施行から一〇〇年を経た二〇四七年に、二一世紀最大の国際平和行事として「日本国憲法一〇〇年記念祝典」が開かれることになるでしょう。全世界の平和志向の市民のスタンディング・オベーションを受けて。これは日本の高齢者層にとって、なすべき事業としてゆだねられているのです。そしてその主催者の中心にいるのはみなさんです。

ニッポン二一世紀オリジナルとして、世紀の平和の基礎をつくった人びととして人類史に記録されるでしょう。世紀最高のクールジャパン事業です。みなさんは主役で、わたしたちはそれを支える脇役というのが歴史上の役割なのです。

二〇年の準備期を終えて、国連がかかげた二一世紀の潮流である「平和の高年化」

の活動は、本格化した活動として展開されることになるでしょう。

一人ひとりの「一〇〇年健康人生」と「平和憲法一〇〇年」の保持は、歴史的正夢として日復一日を支えつづけるに違いありません。